

埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国要綱」とする。）に基づき精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより早急に医療を必要とする精神障害者及び家族等の相談に応じ、適切な医療を提供するなど、本県における精神科救急医療の実施について定めるものである。

(実施主体等)

第2条 この事業は埼玉県（以下「県」という。）とさいたま市（以下「市」という。）が共同で実施する。

2 県及び市は、この事業の一部を知事（市においては市長）が適当と認める団体等に委託して実施する。

第2章 埼玉県精神科救急情報センター

(設置場所)

第3条 県は、埼玉県立精神保健福祉センター内に「埼玉県精神科救急情報センター」（以下「情報センター」という。）を設置する。

(業務)

第4条 情報センターでは、夜間・休日における精神障害者及び家族等からの緊急的な精神医療相談を受け付け、当該精神障害者の症状の緩和が図られるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。

2 情報センターでは、夜間・休日における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定に基づく警察官通報を受理し措置入院業務を行う。

3 情報センターでは、前項により行った措置入院に関する業務のうち、精神保健福祉法第29条の2第1項に基づく入院で、休日又は休日の翌日（3日以上連続した休日の翌日に限る。）に72時間を超える場合の措置入院に関する業務を行う。

(職員の配置)

第5条 県及び市は、前条の業務を適正に行うため、それぞれの職員を配置するものとする。

(相談電話の設置)

第6条 情報センターには、精神障害者及び家族等からの相談を受け付けるための「精神科救急電話」と、警察からの通報を受け付けるための「通報専用電話」を設置する。

2 「精神科救急電話」の電話番号は、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう、広く周知に努めることとし、「通報専用電話」の電話番号は一般には非公開とし警察のみに周知することとする。

(相談時間)

第7条 情報センターでの相談時間は、平日は午後5時から翌日午前8時30分まで、休日は午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

2 情報センターでの夜間・休日の相談とともに、平日の昼間は各保健所で緊急的な精神医療相談に対応することとし、併せて国要綱に基づく「24時間精神医療相談」を実施するものとする。

(連携)

第8条 情報センターは輪番病院、常時対応施設、輪番診療所及びその他関係機関等との密接な連携を図り、円滑な運営を図るよう努めることとする。

(運営)

第9条 情報センターの運営に係るその他の事項は別に定める。

第3章 精神科救急医療事業

(事業の内容)

第10条 精神障害のため自傷他害のおそれがあり措置入院の必要のある者及び急性期の精神症状のため緊急に外来受診又は入院治療を要する者等のため、民間精神科病院の輪番制により診療・入院体制を整える。

2 輪番病院は、平日昼間においては保健所から、また、休日昼間及び夜間においては情報センターから依頼された者に対し、措置入院の要否判定のための2次診察を行い、入院が決定となった者を受け入れるため空床を確保するものとする。

3 輪番病院は、休日昼間及び夜間において情報センターから紹介された、急性期の精神症状のため緊急に外来受診及び入院治療を要する者に対して診察を行い、入院を要する者を受け入れるため空床を確保するものとする。この際、情報センターは紹介しようとする者について、あらかじめ輪番病院の了解を得た上で紹介するものとする。

4 輪番病院は、午後5時以降に診察した患者について、当該輪番病院での治療が困難と判断した場合には、情報センターと協議し、情報センターは適切な対応を図るものとする。

(事業の委託)

第11条 県及び市は、前条の事業を一般社団法人埼玉県精神科病院協会に委託して実施する。

(実施日及び時間)

第12条 事業の実施日及び時間は、次の区分による平日及び休日の午前9時から午後10時までとする。但し、昼間の輪番病院での診療受付時間は午後4時までとし、夜間の輪番病院での診療受付時間は午後9時までとする。

一 休日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ④ その他法律で休日と定める日

二 平日 前号に掲げる日を除く日

2 確保する病床数及び診療・入院対象患者は次表のとおりとする。

| | | 昼 間 | 夜 間 |
|--------|-----|---------------------------------------|---|
| 平 日 | 病床数 | 4病院×1床＝4床 (指定病院) | 2病院×1床＝2床 (指定病院又は非指定病院。 但し、少なくとも1病院は 指定病院とする。) |
| | 対象者 | 措置入院者 | |
| 休 日 | 病床数 | 2病院×2床＝4床 (指定病院) | 措置入院者及びその他速や かに外来受診又は入院治療 を要する者 |
| | 対象者 | 措置入院者及びその他速 やかに外来受診又は入院 治療を要する者 | |

(かかりつけ医の優先)

第13条 相談者に通院中の医療機関がある場合には、当該医療機関が救急対応することを原則とし、また、地域の医療機関において対応できる範囲で積極的に救急医療に当たることを優先し、この事業は個々の医療機関の救急対応を補完する事業とする。

(輪番病院)

- 第14条 昼間の輪番病院は指定病院とし、第12条第2項の表に掲げる空床を確保するものとする。
- 2 夜間の輪番病院は指定病院又は非指定病院とし、第12条第2項の表に掲げる空床を確保するものとする。
- 3 休日昼間及び夜間の輪番病院においては、診療に支障のない範囲で精神保健指定医のオンコール体制も認められるものとする。

(輪番病院調整)

- 第15条 県及び市は、輪番病院の調整について一般社団法人埼玉県精神科病院協会に委託するものとし、一般社団法人埼玉県精神科病院協会は実施月の前月20日までに輪番表を作成し、情報センターに提出するものとする。

(常時対応施設)

- 第16条 輪番病院で治療が困難な中毒性疾患患者、治療困難患者及び第12条第1項に定める時間外については埼玉県立精神医療センターが常時対応施設として、また身体合併症患者については埼玉医科大学病院が常時対応施設として対応することとする。
- 2 常時対応施設は入院を要する者を受け入れるため空床を確保するものとする。この際、情報センターは紹介しようとする者について、あらかじめ常時対応施設の了解を得た上で紹介するものとする。
- 3 その他、常時対応施設に関し必要な事項は別途定める。

(事業の委託)

- 第17条 県及び市は、前条の事業を埼玉県立精神医療センター及び埼玉医科大学病院に委託して実施する。

(措置入院患者の転院)

- 第18条 輪番病院の管理者は、受け入れた措置入院患者について当該輪番病院における治療継続が困難と判断した時は、知事又は市長あて転院意見書を提出する。
- 2 転院を必要と認めた場合には、知事又は市長は速やかに常時対応施設へ転院の手続きをとるものとする。
- 3 常時対応施設への搬送は県又は市が行う。
- 4 前項の場合県又は市は一般社団法人埼玉県精神科病院協会に委託して搬送を実施することができる。

第4章 輪番診療所事業

(事業の内容)

第19条 精神障害のため、入院は要しないが速やかに医療を必要とする者のために、民間精神科診療所の輪番制により診療体制を整える。

2 輪番診療所は、情報センターから紹介された、入院は要しないが速やかに医療を必要とする者に対して、適切な診療を行うものとする。この際、情報センターは紹介しようとする者について、あらかじめ輪番診療所の了解を得た上で紹介するものとする。

3 輪番診療所は、診察した患者について、当該輪番診療所での治療が困難と判断した場合には、情報センターと協議し、情報センターは適切な対応を図るものとする。

(事業の委託)

第20条 県及び市は、前条の事業を一般社団法人埼玉精神神経科診療所協会に委託して実施する。

(実施日及び時間)

第21条 事業の実施日及び時間は第12条第1項第2号に規定する平日の午後5時から午後10時までとする。但し、輪番診療所での診療受付時間は午後9時までとする。

(輪番診療所調整)

第22条 県及び市は、輪番診療所の調整について一般社団法人埼玉精神神経科診療所協会に委託するものとし、一般社団法人埼玉精神神経科診療所協会は実施月の前月20日までに輪番表を作成し、情報センターに提出するものとする。

第5章 会議

(埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会)

第23条 精神科救急医療体制の円滑な運営及び関係機関・団体の緊密な連携を図るとともに、適正な運営がなされているか検討するため、「埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会」を設置する。

(精神科救急医療システム運営会議)

第24条 情報センターと輪番病院、常時対応施設、輪番診療所及び関係機関等との連絡調整を図るため、「精神科救急医療システム運営会議」

を設置する。

(設置及び運営)

第25条 埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会、精神科救急医療システム運営会議の設置及び運営に必要な事項はそれぞれ別に定める。

第6章 その他

(精神科救急医療圏)

第26条 この事業を効率的に実施するため、県内を二つの精神科救急医療圏に分割して実施する。

| 精神科救急医療圏 | 二次保健医療圏 |
|------------|-------------------|
| 第1精神科救急医療圏 | 東部、南部、さいたま、県央、利根 |
| 第2精神科救急医療圏 | 南西部、西部、川越比企、北部、秩父 |

(精神科救急医療施設の指定)

第27条 国要綱に基づき、知事及び市長はそれぞれの管轄区域の輪番病院、常時対応施設及び輪番診療所を精神科救急医療施設として指定する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成9年4月1日施行の「埼玉県応急入院等空床確保事業実施要綱」並びに平成14年5月1日施行の「埼玉県精神科救急身体合併症医療事業実施要綱」は廃止する。
- 3 平成15年11月1日施行の「埼玉県精神科救急医療システム整備事業実施要綱」は廃止し、同要綱第26条に基づく精神科救急医療指定施設及び精神科初期救急医療施設については、その指定の期間は精神科救急医療施設と読替えるものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。